24年	9　月	昭和27年９月２日から昭和27年10月１日までに生まれた者	1,980	—
	10　月	昭和27年10月２日から昭和27年11月１日までに生まれた者	2,370	—
	11　月	昭和27年11月２日から昭和27年12月１日までに生まれた者	2,760	400
	12　月	昭和27年12月２日から昭和28年１月１日までに生まれた者	3,150	800
平成25年	1　月	昭和28年１月２日から昭和28年２月１日までに生まれた者	3,540	1,190
	2　月	昭和28年２月２日から昭和28年３月１日までに生まれた者	3,930	1,590
	3　月	昭和28年３月２日から昭和28年４月１日までに生まれた者	4,310	1,980

別表第四十一（第八条第二項関係）〔平成25年３月までの間に法附則第５条第６項第１号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法附則第５条第６項第１号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成24年	
			4　月	10　月
平成24年	5　月	昭和22年５月２日から昭和22年６月１日までに生まれた者	円 400	円 —
	6　月	昭和22年６月２日から昭和22年７月１日までに生まれた者	800	—
	7　月	昭和22年７月２日から昭和22年８月１日までに生まれた者	1,190	—
	8　月	昭和22年８月２日から昭和22年９月１日までに生まれた者	1,590	—
	9　月	昭和22年９月２日から昭和22年10月１日までに生まれた者	1,980	—
	10　月	昭和22年10月２日から昭和22年11月１日までに生まれた者	2,370	—
	11　月	昭和22年11月２日から昭和22年12月１日までに生まれた者	2,760	400
	12　月	昭和22年12月２日から昭和23年１月１日までに生まれた者	3,150	800
平成25年	1　月	昭和23年１月２日から昭和23年２月１日までに生まれた者	3,540	1,190
	2　月	昭和23年２月２日から昭和23年３月１日までに生まれた者	3,930	1,590
	3　月	昭和23年３月２日から昭和23年４月１日までに生まれた者	4,310	1,980

別表第四十二（第八条第二項関係）〔平成25年３月までの間に法附則第５条第６項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

法附則第５条第６項第４号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平成24年	
		4　月	10　月
平成24年	5　月	円 400	円 —
	6　月	800	—
	7　月	1,190	—
	8　月	1,590	—
	9　月	1,980	—
	10　月	2,370	—
	11　月	2,760	400
	12　月	3,150	800
平成25年	1　月	3,540	1,190
	2　月	3,930	1,590
	3　月	4,310	1,980

別表第四十三（第八条第三項関係）〔各月の付加保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成24年４月から平成25年３月までの各月
前　納　額	400円

公　告

認　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年２月６日　　国土交通大臣　前田　武志

種　類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区（地方）	撮　影	摘　要
数値空中写真	12cm	平成23年	ＣＣＢ―2011―11	長野北部地区	デジタル	115枚
〃	16cm	〃	ＣＴＯ―2011―16	南相馬地区	〃	179枚
〃	〃	〃	ＣＴＯ―2011―17	いわき２地区	〃	586枚